

○ 准組合員総代設置要領

（制定 平成30年7月19日）

【目的】

第1条 この組合は、准組合員の代表者として、総代会において意見を述べることができる准組合員総代を置く。

【通知】

第2条 総代会の日の10日前までに、准組合員総代に対して書面をもってその通知を発するものとする。

【定数】

第3条 准組合員総代の定数は、30名とする。

2 別表のとおり、地区ごとに定数を定めるものとする。

【任期】

第4条 准組合員総代の任期は、3年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

ただし、補欠選任される准組合員総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

【選出方法】

第5条 事業利用の状況を勘案し、組合が准組合員のうちから、選任するものとする。

【改廃】

第6条

この要領の改廃は、理事会の決定による。

附 則

1 この要領は、平成30年7月19日から施行する。

ただし、現総代の任期満了に伴う総代改選時から適用する。

（別表）

地 区	定 数
旧石巻市・女川町・旧牡鹿町	11
旧河北町・旧雄勝町・旧北上町	3
旧桃生町	3
旧河南町	4
旧矢本町	6
旧鳴瀬町	3
合 計	30